

# 岩手看護専門学校 本科学友会会則

## 第一章 総 則

- 第1条 本会は岩手看護専門学校本科学友会と称し、事務所を本学校に置く。
- 第2条 本会は本校本科学生全員をもって組織する。
- 第3条 本会は全会員の健全な自主活動を促進することにより学校生活を通じて、相互の親睦と気風の昂揚を図り、将来良き看護師、良き社会人となる為の資質を養うことを目的とする。
- 第4条 本会は上記の目的達成の為、部を設け次に掲げることを行う。
- (1) 自主的生活の向上に関する事。
  - (2) 学習生活の向上改善に関する事。
  - (3) 文化教養に関する事。
  - (4) 保健体育に関する事。
  - (5) その他、必要と認める事項。
- 第5条 会員は次の権利と義務を有する。
- (1) 総会に出席すること。
  - (2) 役員の選挙権及び被選挙権。
  - (3) 本会則を守り、本会の目的を実現する為に努力する。
  - (4) 総会、その他の機関の決定に服すること。
  - (5) 会費を納入すること。

## 第二章 役員及び顧問

- 第6条 本会は次の役員を置く。
- (1) 会長 1名  
本会を代表し会務を総理し、総会を招集する。
  - (2) 副会長 2名  
会長を補佐し、会長に事故ある時はこれに代わる。
  - (3) 書記  
会務の運営を計り、一切の記録に当たる。
  - (4) 会計  
本会の経理事務を処理する。
  - (5) 会計監事  
経理の監査に当たり、その結果を総会において監査報告する。
- 第7条 本会に次の機関を置く。
- 総会、総務委員会、執行委員会、部学級自治会

第8条 本会に顧問を置く。顧問は本学校長を委嘱する。

第9条 総会は本会最高決定機関であって次の事項を取り扱う。

- (1) 本会の運営並びに自治活動の基本方針の決定。
- (2) 役員を選出。
- (3) 会務の報告。
- (4) 予算の決定、決算の承認。
- (5) 本会の解散及び会則の改廃。定期総会は年2回とし、各学期の初めに招集する。  
臨時総会は会長が必要と認めた時、又は会員の三分の一以上の要求のある場合は開かなければならない。

第10条 議長、副議長は総会の議事運営にあたる。議長、副議長はその都度役員以外の会員中より選出する。

第11条 総務委員会は総会に次ぐ決議執行機関であり、執行委員、各部長、学級自治会代表(2名)により構成される。但し、これらの役員は、兼任できない。

第12条 総務委員会は、次の事項を定める。

- (1) 各種原案の審議決定。
- (2) 会員より提出された事項で重要と認めたこと。
- (3) 総会の決定事項の具体的運営に関する事、並びに総会により委任されたこと。
- (4) その他、緊急事項の処理。  
総務委員会は必要ある時、会長がこれを招集する。

第13条 執行委員会は、会長、副会長、会計、書記の7名で構成される。

- (1) 執行委員長は総務委員会に提出する議題及び緊急事項を審議し採択する。
- (2) 総会または総務委員会により委託された事項については、その事業を執行することができる。
- (3) 執行委員会は会長により招集される。
- (4) 執行委員の任期は4月1日より9月、3月末日迄の二期制として、他の役との兼任はできない。

第14条 部として文化部、体育部を設け、任務を次の通り分担する。

(1) 文化部

文化活動は各委員長及び部長の指示により、担当事業の企画及び執行をし、会員の教養の向上を図る。

(2) 体育部

体育活動は各委員長及び部長の指示により、担当事業の企画及び執行をし、会員の心身の健康増進を図る。

第15条 文化部、体育部はクラブを置き、クラブは次の事項を行う。

- (1) 各クラブは互選により部長、副部長を置く。
- (2) 各クラブは、部長の管理の下に部員名簿並びに会計簿を備え、会長及び会計監事が

必要と認めた時は提出しなければならない。

- (3) 各クラブは総会において一期に一回以上活動状況を報告する義務がある。
- (4) 入退部はクラブの方針に一任する。
- (5) クラブの結成は、6名以上とし新たに発起する場合は、名称、設立目的、主要行事計画を明記した上、会長に通告し、総会において承認を得なければならない。

2 委員会はその年度の総会において必要と認められた場合、設置される。

- (1) 各委員の任期は1年とする。
- (2) 各委員会は互選によって委員長を置く。
- (3) 各委員会は委員長が必要と認めた時これを招集する。

第16条 学級自治会は、各学年ごとにこれを有し、細目は学年ごとにこれを定めるものとする。

### 第三章 議事決定

第17条 会議は、すべて構成人員の三分の二以上の出席をもって成立する。

やむを得ず会に出席できない場合は委任状を提出する。

第18条 議決は全て、出席人員の過半数でこれを決し、賛否同数の時は、議長がこれを決する。

第19条 会議は全て開催日の三日前に、その日時、場所及び議題を公示する。但し、緊急の時はこの限りではない。

### 第四章 選挙

第20条 選挙に関する規則は別紙選挙規約に定めるものとする。

### 第五章 会計

第21条 本会の経理は、会計寄付金をもってあてる。会費は毎月納入するものとする。

第22条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。会費はその年の予算案作成時に総会で定められた額とする。

但し、総務委員会の議決に基づき臨時に徴収することができる。

第23条 予算案の編成は、総務委員会が行い、総会で承認を得る。

第24条 各部部长は、所属部の予算要求書を総務委員会開催前に会計に提出しておかなければならない。

第25条 会計は前条の予算要求書に基づき、総務委員会に諮り、予算を作成する。

第26条 各執行委員並びに部長が経費を支出する時は、請求書に必要事項を記載の上、会計に提出する。

第27条 会計は前条の請求書の適否を確認し、会長より支出の承認を得て、請求を受けた各執行委員又は部長に必要全額を渡さなければならない。

第 28 条 部長は会計簿を作成し、会計監査を受ける。

第 29 条 各執行委員及び各部長は物品を購入した時は、速やかに領収書と共に会計に提出しなければならない。

第 30 条 総務費の支出は総務委員会の承認を得なければならない。但し、重要と思われる場合は、総会の承認を得なければならない。

第 31 条 会計は次の帳簿を備え、常に収支を整理する。

1. 原簿、金銭出納簿

第 32 条 会計監事委員の任期は半年とし、本会の会計、物品の監査にあたり、不正なきことを認めた場合検印し、監査の結果は総会において報告しなければならない。監査は年二回行う。

第六章 附 則

第 33 条 本会のあらゆる活動は、学校長の承認を得なければならない。

第 34 条 会員の十分の一以上の署名による規約改正の要求ある場合は、会長はこれを総会に諮り、全会員の三分の二以上の賛成投票により改正される。

第 35 条 この規約は昭和 5 1 年 1 0 月 1 日より施行する。